

## 十八世紀京都町人の譲り状

——新町通り六角町（北観音山町）の事例——

安岡重明

### 一 譲り状について

京都における家屋敷の死後譲り状の制度は、相続に関する紛争をさけるためのすぐれた制度である、と評価されている。死後譲り状の制度とは、町人当主がその所有する家屋敷、財産に關し、自分の死後は何某にこれを譲るとした相続人指定の制度である。<sup>(1)</sup>譲り状は五人組、町年寄に提出され、その後、町奉行所で割印を受け、その実効が保証された。この制度はすでに、牧野佐渡守九か条御触書的一条にある。「一、諸職並親跡に限らず遺物配分之事。右其身堅固成内、町之年寄並五人組に相断、証文にのせ置べし、但其子、不儀之族これ有におゐてハ、重て申断べき也、末期に及、道理に背たる遺言相立間敷ものなり(後略)」(明暦元年乙未霜月廿六日)。<sup>(2)</sup>しかし、実際には、こ

れが厳守されなかったで、しばしば相続について紛儀が起つた。そこで奉行所は、享保十七年三月には触を出して、「町の家屋敷の譲渡については、讓状をかき、その町の年寄、五人組のものに提出しておくよう先年触れおいたが、今だに、讓状を手もとにおいておいて、死後になって提出し、そのため紛議がしばしば生じている。今後は、讓状を内証にしておいた家屋敷は奉行所へ没収するから、必ず年寄、五人組を同道して奉行所へ出頭し、帳面へ記入せよ」と命じた。享保の制度はその後継続された。本稿で紹介する新町通六角町（北観音山町）の史料でみると、文化十一年四月までは、同じ形で継続されている。

本稿は北観音山町の讓状扣を紹介・分析する。その目的はすでに拙稿「近世京都商人の家業と相続」(同志社大学人文科学研究所編「京都社会史研究」法律文化社刊、一九七一年)での

べたので、一言だけすると財産相続の実情を反映している譲り状の研究は、町人財産の性格の解明に寄与するところが大きい、ということである。紹介する譲り状は三冊である。一は「享保五年<sup>庚</sup>極月吉日、譲り状之扣」、二は「宝曆四年甲戌正月吉日、譲り状之扣」、三は「安永八年己亥極月吉日 譲り状之扣」である。第一の享保五年のものには、享保五年以前ものが二十通含まれている。第三の扣の下限は、文化十一年四月二十四日付である。

「譲り状之扣」は主として死後譲り状と生前譲与の譲渡し状の二種が占めるが、そのほかに相続予定者が譲与者に対して書いた返し証文、および譲与に付帯する諸条件を確認した「一札」などがかなり多数収録されている。返し証文は譲受人が、譲渡人に対して、「譲渡される以前に他の人を被譲与人として変更されても異存はない」と認めた証文である。<sup>(4)</sup>

- (1) 秋山国三「公同沿革史」上、昭和一八年刊。中田薫「板倉新式目に就て」(『法制史論集』第三卷上、所收)、「徳川時代の親族法相続法雑考」のうち「死後譲」(『法制史論集』第一卷六一二ページ以下)。山中永之佑「徳川時代における京都町人の『家』と相続」(『阪大法学』第四四・四五合併号、昭和三八年)。安岡重明「近世京都商人の家業と相続」(同志社大学人文科学研究所編「京都社会史研究」、法律文化社、一九七一年)。上記の文献が、この問題をとりあつかっている。

- (2) 北観音山町所蔵文書(京都市史編さん所影写本)。  
 (3) 秋山国三「公同沿革史」上、三〇四ページ。

- (4) 中田薫「法制史論集」第一卷六一三ページ。  
 (付記) 注(1)の安岡稿において、元禄十三年から安永八年の間の北観音山町の「譲り状扣」における譲受人の続柄を分類し、提示したが、譲り状(死後譲り)と譲り渡し状(譲り切り)とをいっしょに処理した点は、不適當であった。

今回両者を区別し、再整理して統計的に表示することを考えたが、相続の実質を明らかにする方が重要であって、形式的に数量的に表示することには問題があると考えるにいたったので、表示はとりやめた。

## 二 事例の提示

この史料紹介はつぎのような形で行ないたい。全文を紹介することは紙数の関係でできないから、譲り状全部の要点を一覧表にする(別表)。しかし譲渡の仕方には、さまざまな形があるから、諸事例のうち代表的なものについては、一例ずつ全文をかかげることにする。

### (一) 通常の事例(別表21)

「我等相果申<sup>申</sup>者家屋舖財宝共ニ母妙恵江譲申所実正明白也、他所<sup>所</sup>違乱申者一切無御座<sup>座</sup>、為後日之讓状仍如件

享保六<sup>丑</sup>年六月十九日

升屋治左衛門

御年寄宗 栄 老

同 五郎左衛門殿

### (二) 養子の場合

譲受人が養子の場合には、譲受人に指定されても、離縁の際

には家屋敷を返却するという一札をかいているのが普通である。つぎの「一札」は、別表の二二五、一三一と関係するものである。

一札

一私義当町信濃屋五兵衛方江養子ニ參罷有ル所ニ、此度養父五兵衛病死仕ル、然ハ御町内譲り状之義者三軒役家屋舖家財不殘祖母栄雲並養父五兵衛娘くに事てるに譲り置被申ル所紛無御座ル、万一私妻てると不縁之義御座ルハ、右譲り状之趣相守、不残てる相渡、御町立のき可申ル、且又右てる事女之義ニ御座ル故自今私名前五兵衛と相改御町儀相勤申ル  
右之趣私実父并一家共迄承知仕候ニ付加判仕ル、依而為後日之一札如件

元文四年末八月

三左衛門事 五兵衛  
同実父 又兵衛

六角町年寄

橋屋七左衛門殿

御町中

一札

一当町私家屋舖式ケ所但し三軒役之内宥軒、六年以前延享四年卯二月養子伴五兵衛死後譲り可申旨、御町迄譲り状差出今暫御公儀御割印之儀延引被成被下ル様ニ申置ル、然所此度譲り状相認 御公儀様御割印頂戴仕度ル得共、折節五兵衛儀関東に罷有差足之程難知ルニ付、右三軒役家屋敷叔父三郎右衛

門江死後譲り状差出御割印頂戴仕ル、重而宥軒右伴五兵衛江譲り状相認御公儀様御割印頂戴可仕候、為後日之如件

宝曆二年二月

新町通六角町

年寄半兵衛殿

町中

一札

一当町信濃屋照家屋舖式ケ所但し三軒役、八年以前延享式年丑ノ二月ニ照母清寿江死後譲り状差出シ置ル得共、去未十月相果被申ルニ付、此度私江死後譲り申 御公儀様御割印頂戴仕ル、然者延享四年卯ノ二月右三軒役之内宥軒、照養子伴名前五兵衛と改、御町儀相勤ルニ付御町迄譲り状出し置被申ル旨承知仕、得心之上向後弥宥軒役者五兵衛もの紛無御座ル、尤此度三軒役共右五兵衛江為相讓申度ル得共、未若輩者ニ御座ル故、家内万事世話仕ルニ付、今暫年輩に相成申ル迄、乍叔父私江死後譲り請置申ル、何時成共譲り替申度旨、照御町江申出ルハ、差図次第被成可被下ル、少茂申分無御座ル、且又私所存之儀ハ唯何卒兄寿安名跡無恙丈夫ニ相統仕度念願ニて御座ル得ハ假令私別家相立居申ル得共、右照家屋敷并家財金銀少茂構り不申、右五兵衛実躰ニ照名跡相統仕ル上ハ、右三軒役家屋敷金銀家財不殘照支配之分相渡し可申ル、少茂私貪欲聊無御座ル、万一右照從私先達相果ル共、右家屋敷舖家財從私五兵衛江急度相讓可申ル、然者外ハ違乱妨申者無御座ル、

信濃屋てる

為後一札如件

照叔父

信濃屋三郎右衛門

宝曆二年二月四日

新町通六角町

年寄半兵衛殿

町中

右一札之通相違無御座、尤一家末家ニ至迄兼々相談仕承届申  
由ニ付銘々判形仕、以上

信濃屋 てる

材木屋 治郎右衛門

信濃屋 喜 六

(三) 手代が譲受人になった場合

手代が主人から家屋敷を譲渡される場合もあつたが(別表  
4)、主人家の家督相続人がなくて、別家や手代が一時、家屋  
敷を譲つた事例もすくなくない。つぎの箔屋長兵衛の事例はそ  
の一つである。また、亀甲屋半兵衛の場合は、相続人半兵衛が  
放埒であつたためた、相続人から排除され、手代亀甲屋仁兵衛が  
相続人となつたが、仁兵衛は半兵衛が改心すれば返却すると  
「一札」をかいてゐる。

「一札」

一 当町私共主人箔屋長兵衛去ル四月廿七日死去仕、右長兵  
衛所持之家屋舖老ケ所子息嘉四郎へ兼て死後譲り出置、尤御

割印も頂戴仕居、長兵衛儀前段之通死去仕、賀四郎  
母なせへ死後譲り差出、是以御割印も頂戴仕御町儀相勉  
居、右賀四郎儀当月十八日無程病死仕、此度右な  
せを譲り状早速差出可申、差当右長兵衛伯母貞壽江譲り可  
申、答、得共、是以老人にて御座、得者右なせ、死後譲り私共  
江先々譲り請申、様一家共相談之上御町へ譲り状差出被申、  
旨承知仕、然上いづれか長兵衛家督相続、者一家共打寄相  
談之上見立申度存、得ば、本人相極り次第何時ニても譲り替  
被申、共一言違乱妨申間敷、為後日如件

宝曆十一年

辛七月廿八日

西洞殿四条下町  
別家手代

六角町 年寄十郎兵衛殿

町中

山形屋半兵衛  
当手代 藤 八

右之通承知仕相違無御座

衣棚押小路上ル丁

長兵衛親類 亀屋武兵衛

「口上書

一私儀御町内所持之家屋敷親共、譲り請相続仕、御存被下  
由通、渡世相続致、儀も無御座、依之末々、相続も無心元存、  
ニ付、此度商売筋相続之儀ニ付、心当之方相頼、遠国へ罷下  
り申度存、ニ付御町内家屋敷手代仁兵衛譲り渡シ、其内之世  
話相頼申度存、ニ付、此段御町へ御頼申上度奉存、御聞届  
之上宜敷御済被下、忝奉存、私商売筋相続之願筋ニ御

座の間、右之段御聞届被下り様奉願上り、以上

明和七年寅二月吉日

半兵衛印

年寄宗有殿

御町中

一札

「此度私主人亀屋半兵衛を御町中江半兵衛家為相統、当時私江家屋敷譲り切申度旨書付ヲ以被申上り付、私并一家共御聞糺被成り処、当半兵衛儀未若年者、其上身持放埒ニ付、一家中不申及、御町迄も□□方度、異見等被成下り得共、今ニ心底相改不申、不埒之儀ニ付、一家共得心之上、半兵衛を書付差出候儀ニ無紛ひ、依之右家屋敷当時私江譲り受り儀御町中ニも御聞届被下、此度御割印頂戴仕り、則私を死後譲り之儀主人半兵衛江差出置り、右之詛ニ御座り得者半兵衛心底相改り節者早速譲り戻可申り、向後半兵衛存命之内不寄何時、外々江譲り替之儀□申出り共、是又無違背半兵衛并一家共相談之上、御町御差函次第可仕り

一 半兵衛妹まき并母いよ両人之儀、右家付之者ニ御座り得者、陸敷末々迄大切ニ世話可仕り

右之通相連無之り、何分半兵衛相統ニり得者、私初一家共仁敷にかゝわり不申、半兵衛身分之儀末々迄大切ニ世話可仕り、為後日私並一家共連印仕り、以上

明和七年寅二月

亀甲屋仁兵衛

半兵衛妹 まき

半兵衛伯父  
車屋町竹屋町上ル丁  
藪田長左衛門

新町通六角町

年寄宗有殿

御町中

一札

(四) 主人の死後、手代が主人の妻と結婚した場合

この場合は、男子が生れても、先の夫婦の娘の相続権は維持されている。その十七年後に喜兵衛は家屋敷を買いかえた。このときも、よそ相統の家屋敷を買いかえたのだから、他人へ譲りかえしないと誓約している。

「一札

一 喜兵衛存生之内妻ふち両人の娘よそニ家屋敷金銀諸道具共不残譲り申一通、四年以前午六月ニ御町江出置申所紛無御座り、然所此度喜兵衛病死仕りニ付手代源兵衛と申者、里親宗故養子ニ仕、ふち親六兵衛差函を請、喜兵衛名前相改申り、御町儀ハよそ幼年ニ付、当喜兵衛ニ為相勤申り、然共家財之儀者娘よそ先喜兵衛譲り状之通相連無御座り、右之通家督為相統我々共相統之上御町江申出り所御聞届被下りニ付、銘々判形為後日仍而如件

享保十四年酉十一月

先喜兵衛里親 宗 故

同人従弟  
仏光寺油小路東入ル丁  
小林 祥堅  
柏屋長兵衛  
半兵衛妹 いよ

御年寄五兵衛殿

ふち親 六兵衛  
先喜兵衛 ふち

御町中

一 札

一親方喜兵衛存生之内妻ふちと兩人の娘よそニ居家財金銀不  
残譲リ状出シ置申ゆ、然ル所此度喜兵衛相果申々ニ付、ふち  
親六兵衛差図ヲ以、私名前喜兵衛と相改、御町義相勤申ゆ、  
然上ハ此後仮男子出生仕ゆ共右よそ成仁之上譲リ状之通無相  
違相渡シ可申ゆ

右之趣家婚為相統之我々相談之上御町に申遣シゆ所、御聞届  
被下、依之向後ニ軒役之御町義当喜兵衛為相勤可申ゆ、為後  
日之仍而如件

享保拾四年酉十一月

御年寄 五兵衛殿

御町中

一 札

譲り状一所ニ包町江相納申候

(原文空白)

一私方先喜兵衛十八年巳前酉 病死仕処、家屋敷家財等不

残娘よそへ廿〇年巳前午六月譲リ状御町江差出置被申ゆ、然

共右よそ幼少ニ御座ゆ故、私名前喜兵衛と相改、相統仕、御  
町儀相勤来リ候、然所此度就勝手、右家屋舖売払、為此代同  
町菊屋五郎左衛門殿家屋敷、間口広、普請茂能御座ゆ故、増  
銀三貫匁出し私名前ニ而買得仕、御町儀相勤申ゆ、然ハ当屋  
敷過半娘よそものにて御座ゆへハ、私死後右よそへ家屋敷不  
残相譲リ則別紙ニ譲状御町江差出、御割印頂戴仕ゆ、勿論右  
之訳にて御座ゆへハ、外江譲替之義曾テ仕間敷ゆ、為後日之  
依て如件

延享二年壬極月四日

年寄仁兵衛殿

御町中

藤屋喜兵衛 判

(五) 三井三郎助家の場合

三井家は九家(時代により八家、十一家の場合もあった)が  
共同で事業を行い、その事業の資本は共有であった。新町通六  
角町の三井三郎助の家屋敷の相続の事実をみると、この家屋敷  
も共有であったと思われる。

一 札

一私不慮ニ相果ゆへ、御町内家屋敷伯父八郎右衛門差図次第被  
成可被下旨、先達而譲リ状差出し置ゆ処、右八郎右衛門病死  
仕ゆニ付、自今同苗金蔵義此度三郎助と相改、右家屋敷印形  
共相譲リ申ゆ、然上ハ外ハ違乱申者無御座ゆ、仍一札如件

寛保元年辛酉十一月

六角町年寄太郎右衛門殿

御町中

三郎助義

三井八郎右衛門判

「本紙ニ御割印有之候 譲り状之事

一当町我等所持之家屋敷壹ヶ所、拙者死後同苗八郎右衛門差図次第如何様共被成可被下、外々違乱申者無御座、為後日譲り状如件

寛保元年辛酉十一月廿四日

三井三郎助判

新町通六角町

年寄絵屋太郎右衛門殿

町中

「是ハ譲り当次第故取置、御公機縁江不上候故割印なし 譲状之事

一此度同苗新八を三郎助ニ相改、御町儀相勤させ、御町内家屋敷並印形等共相譲申、然上ハ外より違乱申もの無之、猶拙者共何之構無御座、仍而譲状如件

元文四年未六月廿四日

三郎助專

三井三三郎判

三井宗清判

六角町御年寄

橋屋七左衛門殿

御町中 参

譲り状之事

御割印

一当町三井三郎助專元八所持之家屋鋪壹ヶ所元八相果、我等并三井元之助兩人差図次第可仕旨、寛政六年寅二月十四日譲り状差出シ御割印頂戴罷在、右元八并元之助兩人共死去仕、此度親類一統相談之上、同苗三三郎事三郎助所持ニ相定譲渡申所実正也、然ル上は親類縁者其外何方々違乱妨申者毛頭無御座、為後証譲り状仍て如件

文化四年卯四月四日

譲り主

次郎右衛門事 三井信三郎

新町通六角町

年寄清兵衛殿

町中

(六) 享保十七年の触以後の書式

享保十七年三月に死後譲り状は町奉行所へ届出ることになつたことは既述のとおりである。「譲り状之扣」には、このときより「口上書」が記載されるようになった。しかしこれは町奉行所へ届出の際の添書に類する形式的なものであった。そのためか、まもなく「譲り状之扣」に記載されなくなる(別表の備考欄参照)。

口上書

一当町菊屋五郎左衛門家屋敷壹ヶ所五郎左衛門相果ハ世倅久太郎と申者互相譲り可申旨、此度町中譲り状指出シ申、

付、御訴申上ゆ、以上

享保拾七年

子七月四日

新町通六角町

譲り主 菊屋五郎左衛門判

同町 年寄 長 兵衛判

同町 五人組 七 左衛門判

御奉行様

三 別表作成の仕方

つぎに「譲り状之扣」の全件を一覧表にして示すが、その表記の原則はつぎのとおりである。

一、死後譲り状と譲渡し(譲り切り)状の双方いっしよに通しの整理番号をつけた。

二、整理番号の右に「切」とあるのは、譲り渡し状である。

三、「譲り状之扣」には、売買による譲渡しは記載されていない。売買以外の譲渡の全部が記載されているわけでもない。

四、年寄の譲り状は五人組および町中あてとなっている(別表263番)譲受人が年寄の場合も、宛名は五人組および町中となっている(別表271番)。

五、延享・寛延ごろには、町年寄に届出たあと二か月たって町奉行の割印がなされているケースが多い。したがって、町年寄に届出たときと割印をもらったときの二度にわたって譲り状が記載されている場合がある。これもそのまま別

表にかかげた。これは各項の記載事項と備考欄の「御割印有」などの記載をみれば、どれが二重記載のものか、だいたい見当がつく。

人名一覧

譲状が記載されている期間

(1)	松屋庄兵衛	享保 1・8	
(2)	竹野屋左近	正徳 3・12・8	
(3)	信濃屋五兵衛	正徳 4・6・18	文化 9・2・4
(4)	中川孫三郎	正徳 3・10・7	享保 11・3
(5)	橋屋七左衛門	宝永 7・11・21	安永 8・4・24
(6)	八文字屋佐兵衛	正徳 3・12・8	明和 4・6・24
(7)	菊屋五郎左衛門	元禄 17・2・2	寛保 3・7・4
(8)	桔梗屋吉兵衛	正徳 2・12・9	寛政 3・2・14
(9)	亀甲屋半兵衛	正徳 5・9	天明 4・7・24
(10)	百豆屋甚兵衛	正徳 4・6・20	享保 4・6
(11)	大坂屋清左衛門	元禄 17・3・2	寛政 11・7・24
(12)	堺屋吉右衛門	享保 3・6・18	文化 6・8・24
(13)	藤屋長兵衛	元禄 13・12・11	文化 6・8・24
(14)	絵屋太郎左衛門	宝永 7・11	明和 4・2・24
(16)	三井三郎助	享保 3・6・18	文化 11・4・24
(16)	糸屋勘右衛門	正徳 3・12・9	享保 15・2・8
(17)	鱗形屋仁兵衛	宝永 7・11・21	文化 1・12・4
(18)	升屋治左衛門	享保 6・6・19	文化 9・10・24



(19)	坂本屋五郎兵衛	享保6・12・5	明和9・9・14
(20)	松屋いわ	享保8・12	寛保3・7・4
(21)	永楽屋伊兵衛	享保11・12・5	延享5・6・4
(22)	越後屋市兵衛	享保17・1	寛延2・2・4
(23)	紅屋甚兵衛	享保18・2・4	
(24)	箔屋長兵衛	元文3・8・24	文化6・8・24
(25)	金屋小兵衛	寛保3・2・42	明和8・12・14
(26)	伊藤屋治郎左衛門	寛延2・2・4	文化4・12・4
(27)	鍵屋仁右衛門	宝曆8・7・4	宝曆11・5・24
(28)	浜屋吉兵衛	宝曆13・10・14	文化9・2・4
(29)	伊豆蔵屋嘉右衛門	安永8・4・24	天明3・4・24
(30)	千切屋なる	安永8・11・4	寛政9・11・24
(31)	松前屋市左衛門	天明1・9・24	文化4・12・4
(32)	池田屋きく	天明6・2・24	享和3・11・24
(33)	菱屋嘉兵衛	天明6・11・4	文化9・5・24
(34)	鶴屋仁兵衛	寛政2・11・14	
(35)	平野屋与兵衛	寛政4・3・14	
(36)	越前屋次郎兵衛	寛政10・8・24	文化4・2・24
(37)	近江屋太兵衛	文化1・6・4	文化4・9

〔付記〕 本史料の整理にあたって、大阪大学大学院経済学研究所学生石川健次郎氏から多大の御援助をえた。記して感謝の意を表す。

(一九七一年七月一七日)

## 《別表》

〈注〉 種類の欄の「切」は譲切り証文を意味する。

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
<b>(1) 松屋庄兵衛</b>						
1	切	松屋庄兵衛	忞庄九郎	二軒役の家屋敷1カ所	享保 1・8・	
<b>(2) 竹野屋左近</b>						
2		竹野屋左近	娘かつ	家屋敷諸道具不残	正徳 3・12・8	
<b>(3) 信濃屋五兵衛</b>						
3		信濃屋五兵衛	母	跡式不残	正徳 4・6・18	書かえ
50		信濃屋五兵衛	母栄雲	三間役の家屋敷家財諸道具不残	享保11・12・5	母死後は娘くにへ
85		信濃屋てる	母清寿	三軒役家屋敷1カ所家財金銀	寛保 3・11・14	無割印
93		信濃屋てる	母清寿	三軒役家屋敷1カ所家財不残	延享 2・2・24	本紙割印有之
104	切	信濃屋てる	養子五兵衛	一軒役家屋敷1カ所	延享 4・2・18	無割印。延享2年母清寿へ譲り渡すこととした三軒役のうち、一軒役を養子五兵衛へ譲り変え。
123		信濃屋てる	伯父三郎右衛門	式軒役家屋敷1カ所	宝暦 1・11・	
125		信濃屋てる	叔父三郎右衛門	三軒役家屋敷2カ所家財不残	宝暦 2・2・4	本紙御割印有。相続人養子忞五兵衛関東におり未だ若輩ゆえ成人するまで、三郎右衛門があずかる。
131		信濃屋てる	忞五兵衛	一軒役家屋敷1カ所家財不残	宝暦 3・8・	御割印
142	切	信濃屋てる 法体寿栄と申候	忞五兵衛	一軒役家屋敷1カ所	宝暦 7・2・24	本紙御割印

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
143		信濃屋てる	忰五兵衛	式軒役家屋敷1カ所	宝暦7・2・24	本紙御割印。宝暦2年、叔父三郎右衛門へあずけたものを忰五兵衛へ譲り変え。
144		信濃屋五兵衛	母てる	三軒役家屋敷2カ所	宝暦7・2・24	本紙御割印
208	切	信濃屋五兵衛	忰定次郎	三軒役家屋敷1カ所	安永5・6・24	御割印有之
209		信濃屋定次郎	親五兵衛	家屋敷1カ所	安永5・6・24	御割印有之
227		信濃屋五兵衛	忰定治郎	家屋敷1カ所	天明1・9・14	
244		信濃屋三郎右衛門 (五兵衛事)	忰五兵衛(定治郎事)	北之方屋敷1カ所	天明6・11・4	御割印
263		信濃屋三郎右衛門	忰五兵衛	家屋敷1カ所	寛政4・3・14	御割印
271		信濃屋五兵衛	父三郎右衛門	地屋敷1カ所	寛政6・8・14	御割印
291		信濃屋五兵衛	伯父伊豆藏屋四郎右衛門・弟千切屋治郎兵衛	家屋敷2カ所	文化2・9・24	御割印
300		信濃屋五兵衛	妻みか	家屋敷1カ所	文化4・9・	文化2年9月24日、伯父伊豆藏屋四郎右衛門弟千切屋次郎兵衛の兩人へ譲り渡すこととしたが、今度左の通に改む。
308		信濃屋五兵衛	妹ふき	家屋敷1カ所	文化9・2・4	御割印

## (4) 中川孫三郎

4		中川孫三郎	忰孫市	家屋敷	正徳3・10・7	書かえ
5	切	中川孫三郎	手代喜八	上のうち表口4間 ウラ行22間2尺4寸	正徳3・9・	
6		中川喜八郎	主人中川常宇	家屋敷	享保3・6・	
37		中川浄立 (孫三郎事)	忰(孫市事)孫三郎	家屋敷	享保9・3・	
38	切	中川喜八郎	忰茂兵衛	一軒役家屋敷	享保9・7・	

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
40		中川茂兵衛	親了信	家屋敷	享保 9・12・5	
41		中川孫三郎	親浄立	家屋敷	享保10・10・	
44		中川茂兵衛	母てい	家屋敷	享保11・3・	
(5) 橋屋七左衛門						
7		橋屋七左衛門	母妙春	家屋敷諸道具	宝永 7・11・21	
16	切	橋屋宗寿	妻なべ	家屋敷	宝永 1・6・22	なべ死後は姉娘かやへ
32	切	橋屋好春・妙常	娘いね (妙常の娘・妙春の孫)	家屋敷1カ所	享保 8・12・	妙春は宗寿の妻なべ(15), 妙常は妙春の娘かや。宗寿より譲り受けたものを妙常娘いねへ譲渡。
57		橋屋七左衛門	忰又十郎	式軒役家屋敷金銀諸道具 不残	享保16・6・18	
63		橋屋十郎兵衛	母妙二	式軒役家屋敷1カ所	享保20・10・14	但し本紙に御公儀様割印有り (奉行への口上書あり)
88		橋屋七左衛門	忰七右衛門	式軒役家屋敷1カ所家財 不残	延享 1・5・14	本紙割印有
94		橋屋七右衛門	母きち	式軒役家屋敷1カ所家財	延享 2・4・26	無割印
95		橋屋七左衛門 (七右衛門事)	母きち	式軒役家屋敷1カ所家財	延享 2・6・24	本紙割印有之
105		橋屋七左衛門	妻やす	式軒役家屋敷1カ所家財 不残	延享 4・6・24	本紙割印有
139		橋屋十郎兵衛	妻とさ	家屋敷1カ所	宝暦 5・2・24	
148		橋屋やす	忰惣七	家屋敷1カ所	宝暦 8・11・24	本紙に御割印有
168		橋屋十郎兵衛	娘たつ	家屋敷1カ所	宝暦13・11・14	
190		橋屋十郎兵衛 (年寄)	妻みね	家屋敷1カ所	明和 5・8・14	本紙御割印有
218		橋屋徳兵衛 (宗七事)	従弟庄七	家屋敷1カ所	安永 7・5・24	御割印有之

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
219		橘屋宗有 (年寄)	姉妙祐	家屋敷1カ所	安永 8・4・24	御割印有之
<b>(6) 八文字屋左兵衛</b>						
8		八文字屋佐兵衛	娘愛	家屋敷	正徳 3・12・8	書かえ
27		八文字屋佐兵衛	娘あい	家屋敷1カ所	享保 6・12・5	町義は聲義兵衛に致させ申候
74		八文字屋佐兵衛	養子利兵衛 娘しけ	家屋敷1カ所	寛保 1・6・24	但し本紙に御公儀様割印有り
118		八文字屋あい	養子利兵衛 娘しけ(夫婦)	一軒役家屋敷1カ所 家財不残	寛延 3・10・8	無割印
120		八文字屋あい	養子利兵衛 娘しけ(夫婦)	一軒役家屋敷1カ所 家財不残	寛延 3・11・24	本紙割印有。当年9月、父親佐兵衛死去、養子利兵衛佐兵衛を名のる。
189		八文字屋佐兵衛	忞善三郎	家屋敷1カ所	明和 4・6・24	本紙御割印有
<b>(7) 菊屋五郎左衛門</b>						
9		菊屋五郎左衛門	娘かね	家屋敷2カ所	元禄17・2・7	書かえ。あわせて女房かせ心次第。
26		きくや五郎左衛門	娘さき	居宅、式軒役家屋敷1カ所	享保 6・12・5	書替、町義は聲市右衛門へ。
39		菊屋五郎左衛門	忞市右衛門	式軒役家屋敷1カ所不残	享保 9・12・5	書かえ
47		菊屋五郎左衛門	忞市右衛門 孫久太郎	式軒役家屋敷1カ所 家財不残	享保11・6・15	
60		菊屋五郎左衛門	忞久太郎	家屋敷1カ所家財	享保17・7・2	但し本紙に御公儀様割印有り。 (奉行への口上書あり)
82		菊屋五郎左衛門	母さわ	家屋敷1カ所	寛保 3・7・4	

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
----	----	-----	-----	------	-------	----

## (8) 桔梗屋吉兵衛

10	切	桔梗屋吉兵衛	忰吉三郎	地屋敷1カ所諸道具不残	正徳 2・12・9	
188		桔梗屋吉兵衛	妻政(まさ)	家屋敷1カ所	明和 4・5・4	本紙御割印有
199		桔梗屋まさ	忰吉右衛門	家屋敷1カ所	明和 7・11・24	
224		桔梗屋佐兵衛	妻きん	家屋敷1カ所	安永 8・11・4	
238	切	桔梗屋栄好 (まさ事)	吉兵衛(忰) (忰吉右衛門事吉兵衛)	家屋敷1カ所	天明 5・3・4	明和7年11月24日、忰吉右衛門事吉兵衛へ譲り渡すことにしたが今度左の通り忰吉兵衛に改める。御割印。
239		桔梗屋吉兵衛	娘てつ	家屋敷1カ所	天明 5・3・4	御割印
243		桔梗屋吉兵衛	主人桔梗屋庄三郎 娘てつ	家屋敷1カ所	天明 6・2・24	御割印。天明5年3月4日、娘てつへ譲り渡すこととしたが今度左の通りに改める。
248	切	桔梗屋吉右衛門 (吉兵衛事)	吉兵衛 (手代伊兵衛事)	家屋敷1カ所	天明 8・6・24	御割印
249		桔梗屋吉兵衛	主人桔梗屋庄三郎	家屋敷1カ所	天明 8・6・24	御割印
258		桔梗屋きん	娘いし	家屋敷1カ所	寛政 3・2・14 (3カ)	御割印

## (9) 亀甲屋半兵衛

11		亀甲屋半兵衛	妻ふち	式軒役家屋敷家財不残	正徳 5・9・	書かえ
18		亀甲屋市三郎	親吉兵衛の差図次第	跡式	享保 3・6・17	
25		亀甲屋半兵衛	忰新太郎	式軒役家屋敷家財	享保 6・6・23	
42		亀甲屋吉兵衛	市三郎忰市太郎 (改市三郎) (吉兵衛の孫)	家屋敷	享保11・2・	忰市三郎正月に死去。故に孫市太郎に市三郎を名のらせ譲渡。

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
52		亀甲屋半兵衛 親秀甫	父母差図次第	式軒役の家屋敷家財	享保・13 2・26	半兵衛幼年故、親秀甫加判仕候
53		亀甲屋秀甫	兄孫弥三郎	式軒役家屋敷	享保14・ 1・	江州神崎郡山上村兄宗西孫子孫三郎
56		亀甲屋秀甫	忝半兵衛	式軒役の家屋敷	享保15・ 9・26	
61		亀甲屋半兵衛	母ふち	家屋敷家財	享保17・ 7・ 2	但し、本紙に御公儀様割印有り (奉行への口上書あり)
91		亀甲屋半兵衛	妻すか	式軒役家屋敷 1カ所 家財不残	延享 1・11・	無割印
92		亀甲屋半兵衛	妻すか	式軒役家屋敷 1カ所 家財不残	延享 2・ 2・24	本紙割印有之
107		亀甲屋半兵衛	忝藤四郎	式軒役家屋敷 1カ所 家財不残	延享 4・ 9・24	本紙割印有。藤四郎幼少に付、後見として、柏屋長兵衛・藪田長左衛門・金屋甚右衛門
156		亀甲屋藤四郎	妹まき(藤四郎に妻子 出来た場合は別)	家屋敷 1カ所	宝暦11・ 5・24	本紙御割印有。藤四郎とまきは異母兄妹、兩人共若年に付後見 4人。
185	切	亀甲屋半兵衛	妹まき	家屋敷 1カ所	明和 4・ 2・24	本紙御割印有。宝暦11年5月、妹まきへ譲り渡す予定としたが、このたび改めて同人へ譲渡
186		亀甲屋まき	兄半兵衛	家屋敷 1カ所	明和 4・ 2・24	本紙御割印有
191	切	亀甲屋まき	兄半兵衛	家屋敷 1カ所	明和 5・ 8・14	本紙御割印有。明和4年2月、兄半兵衛へ譲り渡す予定としたが、このたび改めて同人へ譲渡。
192		亀甲屋半兵衛	別家手代亀甲屋仁兵衛	家屋敷 1カ所	明和 5・ 8・14	本紙御割印有。
194	切	亀甲屋半兵衛	手代亀甲屋仁兵衛	家屋敷 1カ所	明和 7・ 2・14	主人半兵衛若年の上、身持放埒に付、手代仁兵衛あずかり、放埒直り次第半兵衛へ譲り渡す、その後の相続については一家相談の上、町御差図による。

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
195		亀甲屋仁兵衛	主人亀甲屋半兵衛	家屋敷1カ所	明和7・2・14	
229		亀甲屋半兵衛	妻やす 娘らん	家屋敷1カ所	天明2・2・24	
237		亀甲屋半兵衛	妻やす	家屋敷1カ所	天明4・7・24	天明2年2月24日、妻やす、娘らん 兩人へ譲り渡す予定としたが、今 度左の通り妻やす一人に改める。

## (10) 百豆屋甚兵衛

12		百豆屋甚兵衛	娘くま	家屋敷1カ所諸道具	正徳4・6・20	取替
35		百豆屋甚兵衛	娘むめ	家屋敷1カ所諸道具不残	享保8・12・5	

## (11) 大阪屋清左衛門

13	切	大阪屋清左衛門	悴虎之助	家屋敷	元禄17・3・2	書かえ。母かちへの孝養が条件。
34		大阪屋清左衛門	母妙	家屋敷諸道具不残	享保8・12・5	
55		大阪屋清左衛門	娘さの	家屋敷	享保15・5・	母への孝養が条件
84		大阪屋清左衛門	悴万次郎	一軒役家屋敷1カ所 家財不残	寛保3・11・14	本紙御割印有
127	切	大阪屋清左衛門	悴次右衛門	一軒役家屋敷1カ所	宝暦3・4・4	御割印有
128		大阪屋次右衛門	親清左衛門	一軒役家屋敷1カ所 家財不残	宝暦3・4・4	御割印
149		大阪屋清左衛門	母かつ	家屋敷1カ所	宝暦9・2・14	本紙に御割印有
210		大阪屋清左衛門	母かつ	家屋敷1カ所	安永5・6・24	御割有之
281		大阪屋かつ	町中	家屋敷1カ所	寛政11・7・24	御割印



番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
<b>(12) 堺屋吉右衛門</b>						
14	堺屋吉右衛門	忰幾八		家屋敷	享保 3・6・18	
33	堺屋清兵衛	忰亀之助		家屋敷1カ所(2軒役)	保享 8・12・5	
59	堺屋清兵衛	母くの次第		忰軒役の家屋敷1カ所 家財不残	享保17・2・	
71	堺屋金七	忰吉右衛門		家屋敷1カ所	元文 5・7・4	但し本紙に御公儀様御割印有り
72	堺屋重兵衛	主人清兵衛		一軒役家屋敷1カ所	寛保 1・6・	
78	堺屋清兵衛	母智清		家屋敷1カ所	寛保 3・2・24	本紙に御割印有之候
122	堺屋吉右衛門	妻みを		家屋敷1カ所	寛延 4・8・	
124	堺屋吉右衛門	妻みを		一軒役家屋敷1カ所 家財不残	宝暦 2・2・4	本紙割印有
140	堺屋清兵衛	忰亀太郎		家屋敷1カ所	宝暦 6・2・14	本紙御割印有之
158	堺屋みを	忰吉次郎		家屋敷1カ所	宝暦11・10・24	本紙に御割印有
161	堺屋清兵衛	忰彦三郎		家屋敷1カ所	宝暦12・6・4	本紙御割印
171	切 堺屋清三郎	忰清兵衛		忰軒役家屋敷1カ所	宝暦14・2・14	本紙御割印有
172	堺屋清兵衛	親清三郎		忰軒役家屋敷1カ所	宝暦14・2・14	
176	堺屋清兵衛	母いわ		家屋敷3カ所	明和 1・11・24	本紙御割印有
179	切 堺屋みを	忰吉右衛門		家屋敷1カ所	明和 2・7・4	本紙御割印有
180	堺屋吉右兵衛	母みを		家屋敷1カ所	明和 2・7・4	本紙御割印有
214	堺屋清兵衛	伯父伊豆蔵屋嘉右衛門 妻いし		家家敷2ヶ所	安永 5・9・24	御割印有之
220	切 堺屋いし	伯父嘉右衛門		家屋敷2カ所	安永 8・4・24	御割印有之。亡夫(清兵衛)と伯父 嘉右衛門二人所持のものを伯父一 人へ譲り渡す。
236	堺屋清兵衛	伯父伊豆蔵屋嘉右衛門		家屋敷2カ所	天明 3・4・24	
241	堺屋清兵衛	従弟伊豆蔵屋嘉右衛門 並我等妻みを		家屋敷2カ所	天明 5・7・24	御割印

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
283		堺屋清兵衛	妻みを 忰弥三郎	家屋敷2カ所	享和 3・1・4	御割印
305		堺屋清兵衛	忰弥三郎 娘しう	家屋敷2カ所	文化 6・8・24	享保3年1月4日、妻みを忰弥三郎兩人へ譲り渡す予定としたが今度左の通りに改む。
<b>(13) 藤屋長兵衛</b>						
15	切	藤屋長兵衛	忰吉三郎	家屋敷諸道具	元禄13・12・11	
23		藤屋清甫	養子忰喜兵衛 姪ふち(夫婦)	式軒役の家屋敷1カ所	享保 5・12・	夫婦仲良いことが条件。一方が不届なら他へ譲渡。
45		藤屋長兵衛	実子治郎三郎	式軒役の家屋敷 家財不残	享保11・6・18	
46		藤屋喜兵衛 妻ふち	娘よそ	式軒役の家屋敷 金銀諸道具不残	享保11・6・17	4年後(享保14年)喜兵衛病死し、手代源兵衛が喜兵衛を名のり、娘よそを後見。元文4年に一札あり。
70		藤屋長兵衛	(ママ) 妻そよ	式軒役の家屋敷1カ所 家財不残	元文 5・5・14	但し本紙に御公儀様御割印有り。
98		藤屋喜兵衛	妻よそ	式軒役家屋敷1カ所 家財不残	延享 2・12・4	本紙御割印有
106		藤屋喜兵衛	養子忰喜右衛門	式軒役家屋敷1カ所	延享 4・6・24	本紙割印有
136	切	藤屋喜兵衛	忰喜右衛門	家屋敷1カ所	宝暦 4・8・24	
137		藤屋喜右衛門	忰喜三郎	家屋敷1カ所	宝暦 4・8・24	
181		藤屋喜兵衛	娘ふさ	家屋敷1カ所	明和 3・2・14	本紙御割印有。宝暦4年8月、養子喜三郎へ譲り渡す予定としたが、喜三郎病身ゆえ別家させ、娘ふさへ譲り変え。
202	切	藤屋浄円	忰喜兵衛	家屋敷1カ所	安永 2・2・4	御割印
203		藤屋喜兵衛	妻ふさ	家屋敷1カ所	安永 2・2・4	御割印

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
233		藤屋ふさ	忰喜兵衛(喜太郎事)	家屋敷1カ所	天明 2・12・4	
234		藤屋喜兵衛	祖母妙円	家屋敷1カ所	天明 3・4・24	
282		藤屋喜兵衛	忰藤三郎	南ノ方家屋敷1カ所	寛政12・2・24	御割印
303		藤屋喜兵衛	妻うた 忰藤三郎	家屋敷1カ所 (南之方)	文化 6・8・24	寛政12年2月24日、忰藤三郎へ譲り渡す予定としたが、今度左の通りに改む。
304		藤屋喜兵衛	妻うた 忰藤三郎	家屋敷1カ所 (北之方)	文化 6・8・24	天明3年4月24日、祖母妙円へ譲り渡す予定としたが、今度左の通りに改む。

(14) 絵屋太郎左衛門

17		絵屋太郎右衛門	母次第 (母にまかせる)	家屋敷2カ所諸道具	宝永 7・11・	書かえ
24		絵屋太郎右衛門	忰市太郎	式軒役の家屋敷1カ所	享保 6・12・	
115	切	絵屋太郎右衛門 後法体宗寿と申候	忰太右衛門	式軒役家屋敷1カ所	寛延 2・12・5	無割印
116		絵屋太右衛門	同性太郎右衛門 (姓)	家屋敷家財	寛延 2・12・5	無割印
117		絵屋太郎右衛門	忰太郎吉	式軒役家屋敷1カ所	寛延 3・8・8	無割印
119		絵屋太郎右衛門	忰太郎吉	式軒役家屋敷1カ所 家財不残	寛延 3・11・24	本紙御割印有
164		絵屋太郎右衛門	母ふさ	家屋敷1カ所	宝暦13・3・24	
183	切	絵屋太郎右衛門	弟彦七	家屋敷2カ所	明和 4・2・24	本紙御割印有。宝暦13年3月、母ふさへ譲り渡す予定としたが、このたび彦七へ譲り渡し。
184		絵屋彦七	母ふさ	家屋敷2カ所	明和 4・2・24	本紙御割印有

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
<b>(15) 三井三郎助</b>						
19		三井三郎助	同名八郎右衛門の差図次第	家屋敷	享保 3・6・18	
48		三井三郎助	弟源右衛門	家屋敷	享保11・3・	
51		三井三郎助	同苗八郎右衛門	家屋敷	享保12・6・8	
67		三井三郎助	同苗八郎右衛門差図次第	家屋敷 1カ所	元文 4・6・24	但し本紙に御公儀様割印有り(奉行への口上書あり)
68		三井三次郎(三郎助事), 三井宗清	同苗三郎助(同苗新八改め)	家屋敷印形	元文 4・6・24	
75		三井三郎助(金蔵)	同苗八郎右衛門(三郎助)差図次第	家屋敷 1カ所	寛保 1・11・24	伯父八郎右衛門死去つき三郎助が八郎右衛門となり, 同苗金蔵が三郎助となる。但し本紙に御公儀様割印有り。
110	切	三井八郎右衛門(三郎助事) 三井宗二郎(八郎右衛門事)	同苗三郎助(八右衛門改め)	家屋敷印形	延享 4・12・1	同苗八右衛門を三郎助に改め, 家屋敷, 印形を譲渡。
109		三井三郎助	同苗八郎右衛門	家屋敷 1カ所	延享 4・12・4	本紙御割印有
114		三井三郎助	同苗八郎右衛門差図次第	家屋敷 1カ所	寛延 2・2・4	本紙御割印有
173		三井九右衛門(三郎助事) 三井八郎右衛門	同苗三郎助(真八改め)	家屋敷印形	明和 1・8・13	
174		三井三郎助	同苗八郎右衛門差図次第	家屋敷 1カ所	明和 1・8・14	本紙御割印有
206		三井八郎右衛門(三郎助事) 三井八郎兵衛(八郎右衛門事)	同苗三郎助(金蔵改め)	家屋敷印形	安永 3・11・23	

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
207		三井三郎助	同苗八郎右衛門差図次第	家屋敷1カ所	安永 3・11・24	御割印有之
216	切	三井八郎右衛門	同苗勝之助	家屋敷印形	安永 6・4・	同苗三郎助死去により、同苗勝之助へ譲り変え。
217		三井三郎助	同苗八郎右衛門差図次第	家屋敷1カ所	安永 6・9・4	御割印有之
222		三井三郎助	同苗宗點の差図次第	家屋敷1カ所	安永 8・11・4	
240		三井三郎助	同苗宗巴の差図次第	家屋敷1カ所	天明 5・3・24	御割印
268		三井三郎助	同苗次郎右衛門元之助差図次第	家屋敷1カ所	寛政 6・2・14	御割印。但し御役所江差上候書付扣委細□可申候事。
296	切	三井信三郎 (次郎右衛門事)	同苗三郎助 (三三郎事)	家屋敷1カ所	文化 4・4・4	御割印。三郎助享元八所持の家屋敷、寛政6年2月14日、次郎右衛門(信三郎)と元之助の差図次第としたが、元八・元之助死去につき今度左の通りに改む。
297		三井三郎助	同苗元之助・次郎右衛門差図次第	家屋敷1カ所	文化 4・4・4	御割印
313		三井三郎助	同苗次郎右衛門・元之助差図次第	家屋敷1カ所	文化11・4・24	文化4年4月4日、同苗元之助・次郎右衛門の差図次第としたが、その後次郎右衛門死去、元之助改名につき、今度当次郎右衛門と元之助の二人の差図次第に改む。

## (16) 糸屋勘右衛門

20	糸屋勘右衛門	母	家屋敷諸道具	正徳 3・12・9
54	糸屋勘右衛門	母貞寿	家屋敷跡式	享保15・2・8

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
<b>(17) 鱗形屋仁兵衛</b>						
21		鱗形屋仁兵衛	女房つち	式軒役の家屋敷	宝永 7・11・21	取替
28		鱗形屋仁兵衛	娘その	式軒役家屋敷1カ所 土蔵1カ所	享保 7・1・15	仁兵衛もまだ相続していないが、 病身の故、娘への相続を明らかに している。
29		鱗形屋浄喜	忰仁兵衛	式軒役家屋敷1カ所 土蔵1カ所	享保 7・1・15	母妙喜に如才なきこと条件。
65		鱗形屋仁兵衛	養子宇兵衛	家屋敷1カ所	元文 3・8・24	但し、本紙に御公儀様割印有り、 御公儀様へ口上書あり。
73		鱗形屋仁兵衛	孫久之助	家屋敷1カ所	寛保 1・6・24	但し本紙に御公儀様御割印有り。
96		鱗形屋彦兵衛	親仁兵衛 甥久之助	式軒役家屋敷1カ所	延享 2・9・12	無割印
97		鱗形屋彦兵衛	親仁兵衛 甥久之助	式軒役家屋敷1カ所	延享 2・12・4	本紙御割印有
152	切	鱗形屋浄真	孫仁兵衛	家屋敷1カ所	宝暦 9・8・24	本紙に御割印有
153		鱗形屋仁兵衛	祖父浄真	家屋敷1カ所	宝暦 9・8・24	本紙に御割印有
167		鱗形屋伊之助	父仁兵衛	家屋敷1カ所	宝暦13・10・14	
175		鱗形屋仁兵衛	祖父浄真	家屋敷1カ所	明和 1・11・24	本紙御割印有
193		鱗形屋仁兵衛	忰岩之助	家屋敷2カ所	明和 6・11・24	本紙御割印有
215		鱗形屋仁兵衛	伯父鑑屋六兵衛	家屋敷2カ所	安永 6・7・24	御割印有之
274		鱗形屋仁兵衛	母やそ	家屋敷1カ所	寛政 8・3・24	御割印
280		鱗形屋やそ	孫藤三郎	家屋敷1カ所	寛政10・12・4	御割印
288	切	鱗形屋やそ	忰仁兵衛	家屋敷1カ所	文化 1・12・4 (カ)	御割印
289		鱗形屋仁兵衛	母やそ	家屋敷1カ所	文化 1・12・4	御割印

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
----	----	-----	-----	------	-------	----

(18) 升屋治左衛門

22		升屋治左衛門	母妙恵	家屋敷財宝	享保 6・6・19	書替
43		升屋治左衛門	妻ふう	家屋敷家財	享保11・6・19	
64		升屋ふう	養子治左衛門	式軒役家屋敷 1カ所	元文 3・3・14	但し本紙に御公儀模割印有り。 (奉行への口上書有り)
99		升屋喜兵衛	妻むめ	式軒役家屋敷 1カ所 家財不残	延享 2・12・4	本紙御割印有
102		榊屋喜兵衛	恁千太郎	式軒役家屋敷 1カ所 家財不残	延享 3・10・2	無割印
103		榊屋喜兵衛	恁千太郎	式軒役家屋敷 1カ所 家財不残	延享 3・12・14	本紙御割印有
159		舩屋喜兵衛	弟嘉兵衛	家屋敷 1カ所	永安 5・6・24	御割印有之
204	切	榊屋喜右衛門	恁喜兵衛	家屋敷 1カ所	安永 2・8・14	無割印
205		舩屋喜兵衛	弟嘉兵衛	家屋敷 1カ所	安永 2・8・14	御割印有之
211		舩屋喜兵衛	弟嘉兵衛	家屋敷 1カ所	安永 5・6・24	御割印有之
232		升屋喜兵衛	妹まさ 娘いし	家屋敷 1カ所	天明 2・12・4	安永5年6月24日、弟嘉兵衛へ譲 り渡す予定としたが、今度左の通 りに改める。
246		升屋喜兵衛	弟嘉兵衛 恁嘉吉	家屋敷 1カ所	天明 6・11・14	御割印
260		舩屋安兵衛	弟仙蔵	家屋敷 1カ所	寛政 3・3・14	御割印。但し弟仙蔵事高倉御池上 ル町、改名金屋忠兵衛。
269	切	榊屋嘉兵衛	甥喜兵衛 (嘉吉事)	家屋敷 1カ所	寛政 6・8・14	御割印。嘉兵衛並びに嘉吉(甥喜 兵衛)の二人の所持であったもの を今度嘉吉一人の所持とする。

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
270		榊屋喜兵衛 (嘉吉事)	伯父嘉兵衛	家屋敷1カ所	寛政6・8・14	御割印
311	切	榊屋藤右衛門 (安兵衛事)	忰安兵衛 (寅吉事)	家屋敷1カ所	文化9・10・24	寛政3年3月14日、弟仙蔵へ譲り渡す予定としたが、今度左の通りに改む。御割印。
312		舩屋安兵衛	父藤右衛門 妹かな	家屋敷1カ所	文化9・10・24	御割印

## (19) 坂本屋五郎兵衛

30	切	坂本屋五郎兵衛	妻さん	家屋敷	享保6・12・5	書替。親三郎兵衛も連署。
36	切	坂本屋五郎兵衛	忰孫三郎	家屋敷諸道具	享保8・12・	
90		坂本屋五郎兵衛	母さん	一軒役家屋敷1カ所 家財不残	延享1・8・4	本紙割印有
141		坂本屋さん	孫千五郎	家屋敷1カ所	宝暦6・11・14	本紙御割印有之
145	切	坂本屋さん	忰五郎兵衛	家屋敷1カ所	宝暦7・3・14	本紙御割印
146		坂本屋五郎兵衛 (先代五郎兵衛弟 三郎兵衛)	忰千五郎 (先代五郎兵衛の子)	家屋敷1カ所	宝暦7・3・14	本紙御割印。先代五郎兵衛病死、弟三郎兵衛先代五郎兵衛嫁くにと夫婦になり名跡をつぎ、兄の子千五郎を後見。
150	切	坂本屋五郎兵衛	母さん	家屋敷1カ所	宝暦9・3・15	本紙に御割印有
151		坂本屋さん	孫千五郎	家屋敷1カ所	宝暦9・3・15	本紙に御割印有
198		坂本屋仙五郎	別家手代 坂本屋惣兵衛	家屋敷1カ所	明和7・7・24	
201		坂本屋仙五郎	従弟坂本屋藤兵衛別家 手代坂本屋仙助	家屋敷1カ所	明和9・9・14	明和7年7月、手代惣兵衛に譲り渡す予定としたが、今度改めて従弟藤兵衛・手代仙助へ譲り変え。



番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
----	----	-----	-----	------	-------	----

(20) 松屋いわ

31	松屋いわ	連合庄兵衛次第		家屋敷1カ所	享保8・12・	
69	松屋庄兵衛	忰庄九郎		式軒役家屋敷1カ所財宝	元文4・12・14	但し、本紙に御公儀御割印有り
80	松屋庄九郎	母いわ		家屋敷1カ所	寛保3・7・4	
81	松屋いわ	忰庄九郎		家屋敷1カ所	寛保3・7・4	

(21) 永楽屋伊兵衛

49	永楽屋伊兵衛	母妙澄		家屋敷	享保11・12・5	
86	永楽屋伊兵衛	養子重五郎		家屋敷1カ所	寛保3・11・27	無割印。18年以前(享保11年)母妙澄へ譲り渡す予定としたが相談の上養子重五郎に譲り変え。
87	永楽屋伊兵衛	忰重五郎		一軒役家屋敷1カ所	延享1・5・4	本紙割印有
108	永楽屋伊兵衛	妻りを		家屋敷1カ所	延享4・11・14	本紙割印有。相続人十(重)五郎(養子)病身ゆえ離縁し、妻りをへ譲り変え。
111	永楽屋伊兵衛	娘ひさ		一軒役家屋敷1カ所	延享5・6・4	本紙御割印有

(22) 越後屋市兵衛

58	越後屋市兵衛	越後屋治郎兵衛差図次第		一軒役家屋敷	享保17・1・	治兵衛住所は誓願寺通柳馬場東入
76	切 越後屋太郎兵衛	甥専右衛門		一軒役家屋敷1カ所	寛保3・2・	享保17年1月、越後屋次(治)郎兵衛差図次第としたが相談の上、甥専右衛門へ譲り変え。
79	越後屋専右衛門	伯父越後屋太郎兵衛		家屋敷1カ所	寛保3・2・24	本紙に御割印有之候。のち延享3年、従第十郎兵衛へ譲り変え。

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
100	切	越後屋専右衛門	従第十郎兵衛	一軒役家屋敷1カ所	延享3・1・18	寛保3年2月、伯父越後屋太郎兵衛へ譲り渡す予定としたが、相談の上、十郎兵衛に譲り変え。
101		越後屋十郎兵衛	伯父越後屋太郎兵衛	一軒役家屋敷1カ所 家財不残	延享3・8・4	本紙御割印有。のち、主人三井三郎助へ譲り変え。113参照。
113	切	越後屋十郎兵衛	三井三郎助(主人)	一軒役家屋敷1カ所	延享2・2・4	相談の上、相続人越後屋太郎兵衛から主人三井三郎助へ譲り変え。本紙御割印有。

## (23) 紅屋甚兵衛

62		紅屋甚兵衛	母妙音	家屋敷1カ所	享保18・2・4	但し、本紙に御公儀様割印有り。 (奉行への口上書あり)
----	--	-------	-----	--------	----------	--------------------------------

## (24) 箔屋長兵衛

66		箔屋長兵衛	親正介	一軒役家屋敷1カ所	元文3・8・24	但し本紙に御公儀様割印有あり。 御公儀様へ口上書あり。
89		箔屋長兵衛	伯母つね	一軒役家屋敷1カ所 家財不残	延享1・8・4	本紙割印有
138		箔屋長兵衛	悴賀四郎	家屋敷1カ所	宝暦4・8・24	
154		箔屋賀四郎	母なせ	家屋敷1カ所	宝暦11・5・24	本紙に御割印有
157		箔屋なせ	宿持手代半兵衛 手代藤八	家屋敷1カ所	宝暦11・10・4	本紙に御割印有。なせ悴賀四郎 (相続人)死去により新しい相続人の決まるまで、二人へあずける。
162	切	宿持手代山形屋半兵衛 手代藤八	主人箔屋貞寿	家屋敷1カ所	宝暦12・9・14	本紙御割印有。主人長兵衛後家なせ死去により長兵衛伯母貞寿へ譲り戻し、貞寿老年故、当分兩人後見。

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
163		箔屋貞寿	宿持手代山形屋半兵衛 手代藤八	家屋敷1カ所	宝暦12・9・14	本紙御割印有之。貞寿死後は主人長兵衛相きまるまで兩人あずかり
169		箔屋貞寿	悴長兵衛	家屋敷1カ所	宝暦14・6・4	本紙御割印有。宝暦12年9月、手代藤八へ譲り渡す予定としたが、このたび悴長兵衛へ譲り変え。
170		箔屋長兵衛	悴藤八 (養子)	家屋敷1カ所	宝暦14・6・4	本紙御割印有
160	切	箔屋長兵衛	悴藤八	家屋敷1カ所	安永5・9・24	御割印有之
212	切	箔屋長兵衛	悴藤八	家屋敷1カ所	安永5・9・24	御割印有之
213		箔屋藤八	妻ゆか 娘くに	家屋敷1カ所	安永5・9・24	御割印有之
254	切	箔屋ゆか	悴長兵衛	家屋敷1カ所	寛政2・5・14	御割印
255		箔屋長兵衛	母ゆか 弟太郎吉	家屋敷1カ所	寛政2・5・14	御割印
273		箔屋長兵衛	弟太兵衛 妻くに	家屋敷1カ所	寛政7・5・24	御割印
287		箔屋長兵衛	弟太兵衛 娘まち	家屋敷1カ所	文化1・11・4	御割印
298		箔屋長兵衛	悴長三郎 手代茂兵衛	家屋敷1カ所 (南之方)	文化4・9・14	
306		箔屋長兵衛	弟太兵衛 悴長三郎	家屋敷1カ所	文化6・8・24	文化1年11月4日、弟太兵衛・娘まち兩人へ譲り渡す予定としたが今度左の通りに改む。

## (25) 金屋小兵衛

77		金屋小兵衛	悴藤十郎	家屋敷1カ所	寛保3・2・24	本紙に御割印有之候
83		金屋藤十郎	母とめ	式軒役家屋敷1カ所 家財共	寛保3・11・14	本紙御割印有

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
129	切	金屋小兵衛	母とめ	式軒役家屋敷1カ所	宝暦3・5・4	御割印
130		金屋とめ	忰小兵衛	式軒役家屋敷1カ所 家財不残	宝暦3・5・4	御割印
134	切	金屋とめ	忰小兵衛	家屋敷1カ所	宝暦4・5・24	
135		金屋小兵衛	母とめ	家屋敷1カ所	宝暦4・5・24	
177	切	金屋小兵衛	母とめ	家屋敷1カ所	明和1・6・24	本紙御割印有。宝暦4年5月、母とめへ譲り渡す予定としたが、このたび改めて同人へ譲渡。
178		金屋とめ	孫つる	家屋敷1カ所	明和1・6・24	本紙御割印有
200		金屋とめ	孫小太郎	家屋敷1カ所	明和8・12・14	

## (26) 伊藤屋治郎左衛門

112		伊藤屋治郎左衛門	手代小右衛門	式軒役家屋敷1カ所 家財不残	寛延2・2・4	本紙御割印有
121		伊藤屋次(治)郎左衛門	手代小右衛門	式軒役家屋敷1カ所 家財不残	寛延4・4・	本紙御割印有。小右衛門は伊藤屋治郎左衛門支配人勘兵衛のこと。
126		伊藤屋治郎左衛門	別家手代尾張屋十兵衛	式軒役家屋敷1カ所 家財不残	宝暦2・6・4	本紙御割印有。差当り譲当人無御座候に付当分譲り状私へ差出置被成候。
132	切	尾張屋重(十)兵衛	主人伊藤屋次(治)郎左衛門後家きよ	式軒役家屋敷1カ所	宝暦4・3・24	
133		伊藤屋きよ	手代尾張屋重兵衛	式軒役家屋敷1カ所	宝暦4・3・24	
196	切	伊藤屋きよ	夫治郎左衛門	家屋敷1カ所	明和7・5・24	
197		伊藤治郎左衛門	手代藤倉屋重兵衛	家屋敷1カ所	明和7・5・24	
247		伊藤屋治郎左衛門	手代藤倉屋十兵衛	家屋敷1カ所	天明7・6・24	御割印
272		伊藤屋次郎左衛門	手代藤倉屋十兵衛	南之方家屋敷1カ所	寛政6・11・24	御割印

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
279		伊藤屋次助 (次郎左衛門事)	忰次郎左衛門 (千次郎事)	家屋敷2カ所	寛政10・12・4	御割印
302		伊藤屋治郎左衛門	娘やよ	家屋敷2カ所	文化4・12・4	
<b>(27) 鍵屋甚右衛門</b>						
147		鍵屋仁右衛門	甥仁兵衛, 実父浄真	家屋敷1カ所	宝暦8・7・4	本紙に御割印有
155		鍵屋六兵衛	妻しん	家屋敷1カ所	宝暦11・5・24	本紙に御割印有
166	切	鍵屋六兵衛	甥伊之助	家屋敷1カ所	宝暦13・10・14	
<b>(28) 浜屋吉兵衛</b>						
165		浜屋吉兵衛	娘てう	家屋敷1カ所	宝暦13・10・14	本紙御割印有
182		浜屋吉兵衛	忰留治郎	家屋敷1カ所	明和3・12・4	本紙御割印有
187		浜屋吉兵衛	忰留次郎	家屋敷1カ所	明和4・4・16	本紙御割印有
250	切	浜屋孫右衛門	忰善兵衛	家屋敷1カ所	天明8・6・24	御割印
251		浜屋善兵衛	父孫右衛門	家屋敷1カ所	天明8・6・24	御割印
252	切	浜屋孫右衛門	忰亀治郎	家屋敷1カ所	天明8・6・24	御割印
253		浜屋亀治郎	父孫右衛門	家屋敷1カ所	天明8・6・24	御割印
259		浜屋善治郎	兄孫市	家屋敷1カ所	寛政3・3・14	御割印
264	切	浜屋善治郎	弟亀治郎	家屋敷1カ所	寛政4・8・4	御割印
265		浜屋亀治郎 改名善兵衛	兄孫市	家屋敷1カ所	寛政4・8・4	御割印
277		浜屋善兵衛	弟孫兵衛	家屋敷1カ所	寛政10・8・14	御割印
292		浜屋善兵衛	姉みつ 姪みよ	家屋敷1カ所	文化4・2・24	御割印

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
307		浜屋善兵衛 (亀次郎事)	兄千切屋庄兵衛	家屋敷1カ所 (北之方)	文化 9・2・4	御割印。寛政4年8月4日、兄孫市へ譲り渡すこととしたが、今度左の通りに改む。

## (29) 伊豆蔵屋嘉右衛門

221		伊豆蔵屋嘉右衛門	亡甥(堺屋清兵衛)主人 堺屋吉右衛門	家屋敷2カ所	安永 8・4・24	御割印有之
235	切	伊豆蔵屋嘆右衛門	甥堺屋清兵衛	家屋敷2カ所	天明 3・4・24	安永8年4月24日、甥の主人亡堺屋吉右衛門へ譲り渡す予定としたが、今度左の通りに改める。

## (30) 千切屋なる

223		千切屋なる	父惣七	家屋敷1カ所	安永 8・11・4	
226	切	千切屋なる	妹まき	家屋敷1カ所	安永 9・1・24	
225		千切屋まき	父惣七	家屋敷1カ所	安永 9・1・24	
230	切	千切屋まき	姉嫁千切屋藤兵衛	家屋敷1カ所	天明 2・2・24	
231		千切屋藤兵衛	妻なる	家屋敷1カ所	天明 2・2・24	
275	切	千切屋宗七	忝藤兵衛 (寅蔵事)	家屋敷1カ所	寛政 9・11・24	御割印
276		千切屋藤兵衛	母なる	家屋敷1カ所	寛政 9・11・24	御割印

## (31) 松前屋市左衛門

229		松前屋市左衛門	妻ちを	家屋敷2カ所	天明 1・9・14	
301		松前屋ちを	忝市左衛門 (仙治郎事)	家屋敷2カ所	文化 4・12・4	

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
<b>(32) 池田屋きく</b>						
242		池田屋きく	兄猪之助	家屋敷 1カ所	天明 6・2・24	御割印
256		池田屋きく	兄長兵衛	家屋敷 1カ所	寛政 2・5・14	御割印
266	切	池田屋きく	甥門吉	家屋敷 1カ所	寛政 4・10・24	御割印
267		池田屋門吉	父長兵衛	家屋敷 1カ所	寛政 4・10・24	御割印
284	切	池田屋長助	悻長兵衛	家屋敷 1カ所	享和 3・11・24	御割印
285		池田屋長兵衛	父長助	家屋敷 1カ所	享和 3・11・24	御割印
<b>(33) 菱屋嘉兵衛</b>						
245		菱屋嘉兵衛	母きち	家屋敷 1カ所	天明 6・11・4	御割印
261		菱屋与八	主人菱屋安兵衛	家屋敷 1カ所	寛政 3・11・14	御割印
294	切	菱屋安兵衛	甥与八郎 (辰之助事)	家屋敷 1カ所	文化 4・2・24	御割印
295		菱屋与八郎	母りよ 弟長次郎	家屋敷 1カ所	文化 4・2・24	御割印
309	切	切菱屋辰之助 (与八郎事)	弟(長次郎事)与八郎	家屋敷 1カ所	文化 9・5・24	御割印。文化4年2月24日、母りよ・弟長次郎兩人へ譲り渡す予定としたが今度左の通りに改む。
310		菱屋与八郎	母りよ 姉まさ	家屋敷 1カ所	文化 9・5・24	御割印
<b>(34) 嶋屋仁兵衛</b>						
257		嶋屋仁兵衛	母さよ、弟次郎吉	家屋敷 1カ所	寛政 2・11・4	御割印
<b>(35) 平野屋与兵衛</b>						

番号	種類	譲渡人	譲受人	譲渡物件	譲状年月日	備考
262		平野屋与兵衛	弟幸七	地屋敷1カ所	寛政4・3・14	御割印

## (36) 越前屋次郎兵衛

278	越前屋次郎兵衛	妻やす	家屋敷1カ所	寛政10・8・14	御割印
293	越前屋次郎兵衛	伴久兵衛 同次郎助	家屋敷1カ所	文化4・2・24	御割印

## (37) 近江屋太兵衛

286	近江屋太兵衛	父太左衛門	家屋敷1カ所	文化1・6・4	御割印
290	近江屋太左衛門	甥伊兵衛	家屋敷1カ所	文化2・9・24	御割印
299	近江屋久兵衛	母いち 弟政吉	家屋敷1カ所	文化4・9・	